

## 告 示

### 埼玉県告示第十四百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) 白岡ショッピングセンター

南埼玉群白岡町新白岡三丁目五十一一外

(変更後) 白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては  
代表者の氏名

(変更前) 総合地所株式会社 代表取締役 富高正信

東京都港区芝公園二丁目四番地一号

(変更後) 総合地所株式会社 代表取締役 関岡桂二郎

東京都港区芝公園二丁目三十一番地十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては  
代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計三者

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和三年六月二十九日外

#### 二 届出年月日

令和三年十二月二十一日

#### 二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三  
縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四  
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課